

平 群 町 議 会
総 務 建 設 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令和元年12月4日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 (開 議)	12月4日午後2時1分宣告
出 席 委 員	窪 和 子 森 田 勝 長 良 俊 一 山 口 昌 亮 山 田 仁 樹 下 中 一 郎
欠 席 委 員	な し
会 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 西 脇 洋 貴 副 町 長 植 田 充 彦 教 育 長 岡 弘 明 総 務 防 災 課 長 川 西 貴 通 観 光 産 業 課 長 島 野 千 洋 上 下 水 道 課 長 寺 口 嘉 彦 総 務 防 災 課 主 幹 山 崎 孔 史 観 光 産 業 課 主 幹 井 上 嘉 久 上 下 水 道 課 主 幹 定 井 康 人
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 西 谷 英 輝 主 幹 高 橋 恭 世
付 託 事 件	議案第62号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について 議案第66号 平群町森林環境整備促進基金条例の制定について 議案第76号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について
会 議 録 署 名 委 員 の 氏 名	委員長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。 長 良 俊 一 森 田 勝

開 会 （午後 2 時 0 1 分）

○委員長（窪 和子）

それでは、皆様、こんにちは。午前中に引き続きまして御苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

町長、開会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めまして、こんにちは。午前中の文教厚生委員会に引き続きまして、お疲れさまでございます。委員の皆さん方にはお忙しい中、総務建設委員会に出席いただきまして本当にありがとうございます。

本日の案件につきましては、本定例会で付託されました議案第62号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、そして議案第76号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について、そして議案第66号 平群町森林環境整備促進基金条例の制定についてであります。議員の皆様方には審査いただきまして、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（窪 和子）

これより会議を開きます。

（ブー）

○委員長（窪 和子）

最初に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員には長良委員、森田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第62号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第66号 平群町森林環境整備促進基金条例の制定について、議案第76号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3件であります。

それでは、議案第62号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてと議案第76号 企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

初日の会議において議案の説明を受けておりますので、説明は省略させてい

たきます。

資料請求がありましたので、担当課より説明をお願いいたします。総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

それでは、お手元にお配りさせていただいております現行制度と会計年度任用職員制度の相違点ということで資料を配付させていただきました。これにつきまして御説明させていただきたいと思えます。

資料の内容といたしましては、現在の正規職員、そして再任用職員、現在会計年度と一応比較される部分である臨時職員の現行制度、そして会計年度任用職員になった場合ということで、一応その順番で記載させていただいております。

そしてまた、その相違点の内容といたしましては、任用形態、そして勤務時間、こちらのほうにつきましては臨時職員ともそう変わらないんですが、給料表というところで、今まで行政職（二）を参考に臨時職員の現行は決定しておりますが、このたび会計年度につきましては正規職員の一般職員と同じで行政職（一）を使っていきますということです。

そしてまた、地域手当につきましても、先日の全員協議会で御説明させていただいたとおりでございます。そしてあと、通勤手当、期末手当、こちらのほうにつきましても臨時職員現行につきましては短時間の時間給の方につきましては支給がなかったんですが、会計年度任用職員につきましては支給が可能ということになりましたので、支給対象とさせていただこうと考えております。そしてまた、勤勉手当につきましては現行の臨時職員と同じく支給は対象ではございません。退職手当につきましても、こちらのほうにつきましては、フルタイム会計年度任用職員には退職手当のほうの対象になるということでございます。

そしてまた、社会保険等につきましては正規職員と同様ですね、まず会計年度任用職員につきましては、初年度は社会保険で対応していくと。そして再度任用がされた場合につきましては要望により市町村職員共済、それから公立学校共済のほうに移行されると。パートタイムのほうにつきましては社会保険または国民健康保険になっていくかなというような形です。

一応条件つき採用期間につきましても参考に記載させていただいております。正規職員は6カ月で、今まで臨時職員にはなかったんですが、このたび会計年度任用職員につきましては一月が条件つき採用期間となっております。

そしてまた、年次有給休暇につきましても制度は変わっておるんですが、今回、会計年度任用職員につきましては、現在の常勤の方の年次休暇、そしてま

た短時間のほうを参考にしながら、現在、職員労働組合との協議を重ねていくということでございます。

一応、こちらの資料の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（窪 和子）

御苦労さまです。

これより、議案第62号、議案第76号に対する質疑に入ります。

はい、山口委員。

○委員（山口昌亮）

今の資料で給料表の行政職（一）と行政職（二）ってありますが、行政職（二）ってのは簡単に説明していただけますか。

○委員長（窪 和子）

はい、総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

行政職（二）というのがですね、現業職の方々とかの対象にする給料表でございます。

以上でございます。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

それ、その（一）と大分差があるの。平群町の場合、現業職、別の給料表でやってるんですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

今現在、行政職（二）の参考に一般事務職で考えた場合、13万2,400円というような形の給料でございます。そしてまた、同じく今後考えていくのも行政職の（一）の1であれば14万6,100円ということで、約9,000円ぐらいその部分での差額が出る給料表になっております。そしてまた、今の現業職の皆さんにつきましては、行政職（一）のほうで私たち職員と同じような形で採用さしていただけてます。

以上です。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

事前に全協で説明いただいた分でいくとですね、会計年度任用職員について

はですね、行政給料表に1級5号給にて算出し、行政職給与は2の1級5号給にて、これ、意味、ちょっとわかりにくいんですけど、現在職員組合と協議中でありまして。会計年度任用職員についてはね。行政給料表（一）の1級1号給について算出しています。この13万4,200円というのは今年度の人勧の後の1号給で、1級1号でやってるということみたいですがけれども、ほんで組合と協議してる内容っていうのは5号給でどうのこうのっていう話、してましたよね。その辺の流れはどうなってる、町としてはどちらで考えてるんですか。1級1号なのか5号なのか。どちらですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課長。

○総務防災課長

全協の資料のときに1の5とかいうのがあったということなんですけども、先ほど主幹が申しあげました現行の臨時職員の給与の事務職、これが行政職2という給料表を参考にしてるといことで、そこが13万4,200円というのが1の5やということでありまして、今度、私ども、会計年度任用職員になりましたら、町としては考えてるのは行政職（一）の給料を使うということの設定、考えております。組合との協議という中では、基本的には1の1スタート、14万6,100円、これを一般事務職の給与額ということ考えてスタートさせていきたいという旨、今、協議しているというところです。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

14万6,100円というのは（一）の1級1号ということですか。そういうことですね。それじゃ、あれですか、この会計年度任用職員については最初1号からいくと。きょうかきのうか、とりあえず初任給については高校卒で1級の9号っていったかな、ほんで大卒が15か。13か15いった。ということ、それよりも大分低いということですよ。それは何か根拠があってそういう数字にしてるのか。組合とはそのところで合意できてないのか。その辺はどうですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課長。

○総務防災課長

給料につきましては、大卒につきましては行政職（一）の給料表でいえば1の25ということになります。何で1の1かって言いましたら会計年度任用職員につきましては一年一年の雇用やということ。ほんで、大卒とか高卒って

うのは採用するときの初任給の格づけを、履歴書もいただいて学歴を考慮したという形での設定になるんですけども、会計年度任用職員の方につきましては、どの辺の年代の方が来られるっていうのもいろいろ、決まっておりません。特に一年一年の事務的な仕事をしていただきますので、国の方針としましても初任の級を使ってる。いわゆる1級というのが採用したときの初任給の位置づけやということでそれを使いなさいというのが基本であると。どっからスタートするというのは、そもそも各団体での決定。そこを職員労働組合と協議して決めなさいというふうな指導がありますので、近隣自治体もまだここがはっきりと決まってないということがございます。

ただ、今の13万4,200円、今度が14万6,100円というのが今回の、きのう議決いただいた人勧後の額でございまして、その中でもかなりのアップ。さらに地域手当6%つけますんで、おおよそ15万円超えるというふうな金額になってくるという予定をしておりますんで、仕事の状況、また財政力というようなことを考えまして、そこからスタートしたいというのが当局、我々の考えでございまして、組合のほうは1の5やという思いも持ってるみたいなのはございます。そこをちょっとこれから詰めていきたいというところでございます。

以上です。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

今の臨時職員さんの給料って、町のこの資料で計算するとですよ、給与プラス地域手当、今はないですけども、ほんで期末手当、そこから社会保険の2分の1、それに雇用保険も2分の1、本人は。何かちょっと率違うかもわからないですけど、社会保険が2分の1として計算すると、現在手取りとしては173万1,783円。税金入ってませんよ。社会保険だけ引いてそれぐらいなんですよね。今度のこの資料で、14万6,100円で地域手当などがついて同じように計算すると205万1,763円になる。ここから税金とか、税金だけですか、あとは。所得税と住民税。どれぐらいになるかちょっとわからないですけども、32万円ほどふえるんですよ、これだけで見ると。この計算で間違いはないと思うんですが、それでいくと町の負担がここには74万1,262円とこう書いてますけども、当然社会保険の半分は本人が引くわけですから、その分も減るんで、町の負担は71万7,715円ぐらい、72万円弱ってということになると思うんですが、計算上はそれで間違いはないですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

山口委員の御質問にお答えしたいと思います。

おおむねそのような計算で合っておりますが、今回、大変申しわけなかったんですが、全員協議会で御説明させていただきました社会保険の関係ですけれども、こちらのほうに15.05%というような形で書いておりましたが、現在社会保険の分に関しましては介護保険も含めて30.1%が社会保険料だということで、そして今回、半分の負担分、町の負担分だけを掲載して計算したということで、すみません、私の発言が間違っていました。よろしく願いいたします。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

そうすると手取りはもっと減りますよね。そうやな、相当減りますね。どっちにしても今よりはよくなるということなんやけど。

それでね、あと正規の職員との違いは何かとって、これ出してもらったんですけど、そのことはええとしてですね、一つはパートの時間給。パートの場合の時間給がどうなるのか。当然最低賃金よりは高くなってると思うんですが、それも今よりも高くなるのかどうか。その点はどうですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

今回の条例にもありますが、条例の第17条にも記載しておるんですが、時間給の方々の給与につきましては、基本基準月額といいまして、フルタイムの月額給の方と、そしてまた、地域手当を含んだ額に対して、それを平均の日額に戻していくと、時間給に割り戻していくという形になりますので、現行よりは同じく月額給が上がりますので、地域手当分を含んだ額が上がっていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

ということはフルの人たちの案分、働いた分だけに掛けた分が収入になるということでもいいですね。

それからね、あと、もちろん3月31日まで、年度末までの契約ということになるんですが、そのまま雇用を継続した場合、給料のほうは上がっていくのかどうか。その点はどうなってるんですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課長。

○総務防災課長

来年度4月に同じ、今おられてる方が3月までいて、ほんでまた4月にも来られたという場合だと思うんですけども、そのときには、その方については今申しあげましたように、例えば事務職の方であれば13万4,200円ですんで、仮に組合との協議が済んで14万6,100円であれば、その金額の支給という形になります。

以上です。

○委員（山口昌亮）

2年目。

○総務防災課長

2年目ですか。2年目につきましては、ここ、また組合と協議をするとこなんですけども、その方がまた来年度再雇用をされた場合というのは1年間の勤務されたという実績を考慮した金額になりますんで、どれぐらいの昇給というんですか、昇給というたらおかしいんですけども、実績も見るかというのは決めてはいてないんですけども、職員組合と協議になります。近隣の状況を見ますと、お隣の斑鳩町あたりは1年で2号上げると。上限を20号まで上げるといふような決め方をしていくようなことも言われてます。ですので、上がるといふふうに思っていたら結構かと思えます。

以上です。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

じゃあ、今1号で始まったら、2号上がったら3号になると。それが最大で20号までだと。ということは1級から2級に上がることはないということですね。全て1級の中でやるということですね。号給表で言えば。そういうことですね。

○委員長（窪 和子）

総務防災課長。

○総務防災課長

今申しあげましたのはフルタイムの方ということです。パートタイムの方に

つきましては、またその上がり幅は2号のところを1号にするとか、ちょっとその辺もまた協議していかなあかんとところということなんです。ただ、下がることは、同じというよりも上がるという考えは考えでございませぬ。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

いや、それ誰が決めるのっていうのに非常にね。例えば、一般職員の場合はもう自動的に上がるわけでしょ。自動的にって、要するにベースアップというか人勧のそれ以外は号給表に沿って。当然、どういう上がり方してんのかは私は詳しく知りませんが、1級から2級になるあれも全部ある程度決まっているわけでしょ。会計年度任用職員の場合はそうじゃなくって、誰かが判断して、最終的には町長の判断ということになるわけですが、そういう判断をじゃあ、誰がどうするのか。1年間の勤務状態を見てって、それを全部チェックするわけ。いやいや、そこのところ組合とどんな話に。まだ協議中っていう話でしたけど。人間が人間を査定するっていうのは非常に難しいところでね、何をもってその能力と見るかというのもあるし、人間がすることですから当然、好き嫌いによって変わる場合もあるだろうしというふうに思うんですが、その辺は何か厳格な基準をつくったりするんですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課長。

○総務防災課長

1年間の勤務の見て、やってる間に決めるっていうことじゃなしに、もちろん始まるまでに1年間の勤務実績があれば何号上げるっていうのは決めていくというふうな考えはしておりますので。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

実績あれば、皆、1年間ちゃんと普通にきちんと働いていれば2号は上がるとそういうことですね。それならわかりました。

○委員長（窪 和子）

ほか、ございませぬか。はい、下中委員。

○委員（下中一郎）

そもそもの話ですけれども、この制度が可決されて成立すれば各課にヒアリングが入るといふふうに聞いておりますけれども、そんな中で現在の臨時職員さんがほとんど会計年度の職員になると思いますが、その辺はどうですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

今の御質問にお答えさせていただきます。

今現在臨時職員の方々につきましては、やはり、ほとんどの方が会計年度任用職員のほうに移行されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（窪 和子）

下中委員。

○委員（下中一郎）

そうすれば、せんだって全協で給料が上がるということでお聞きしております、全協の説明では8,800万ぐらい上昇するのではないかということですけれど、それで間違いないですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

そちらのほうの試算のほうにつきましては、現在的人数で同じような形で雇用された場合ってということと、そしてまた、先ほど説明させていただきました14万6,100円というような形を基準に考えた額であれば8,800万というのが今現在試算しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（窪 和子）

はい、下中委員。

○委員（下中一郎）

これ、スケジュール見ますと、12月、1月に新制度の周知、職員の説明ということになっておりました、それから各課ヒアリングに入っていくと。結局これ、可決、成立になってからのことだと思えますねけれども、それからあとね、会計年度任用職員対象者への説明ということで、いよいよ来年度も仕事しますよと、つきますよということだと思えますねけれど、そういうことでよろしいですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

御質問にお答えしたいと思います。

そのとおりでありまして、こちらのほうで議案のほう御承認いただきました

ら、新制度の職員に説明しまして、そして今現在お勤めになられてる方の臨時職員の方々についての勤務状況等もヒアリングさせていただきたいと。そういった中である一定、制度の内容が決まりましたら、今現在お勤めになられてる臨時職員の方々へこの制度の内容ですね、皆さんに説明してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（窪 和子）

下中委員。

○委員（下中一郎）

なるべく対象者には丁寧に説明をお願いしたいと思います。よろしいです。

○委員長（窪 和子）

はい、山田委員。

○委員（山田仁樹）

私のほうもいま一度、もう一度確認したいところがありまして、お話を聞くんですけど、今、資料をいただいた中の正規職員、再任用職員、臨時職員、この三つの中から新たな会計年度任用職員というのできるということで、今、下中委員のほうからもお話ありましたが、臨時職員と呼ばれる方が全てが会計年度任用職員となるという理解をしてるんですが、その例外があるのか、ないのか。

それと、給料のほうで行政職（一）を採用して、現業職の（二）を平群町はこれまでも正式職員では採用していないというお話だったんですが、そういう意味では清掃センター等のほうにもまさに現業職のパートタイムで勤務していただいている方もおられるんですが、その方々も会計年度任用職員としての採用となって、給料表もこれに準ずるという理解でいいのか。

まずこの2点をお願いします。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

現在、今回の国の改正におきましては、今、前の全協の資料でもございましたが、一般職非常勤職員っていうような部分が地公法17条でありました。そしてまた、臨時任用職員っていうのが今現在平群町の臨時職員の方がおられるところがございますが、この一般職非常勤職員の中で会計年度任用職員を取りまとめようというのが国の考えでございます。そういった中で、ただ、地公法17条が今回の改正でまだ廃止されてないということでもありますので、制度

上は会計年度任用職員と一般職非常勤職員もまだ法律上は残ってるというような考え方でございます。

次に、清掃センターの皆様方でございますが、こちらにつきましても同じように会計年度任用職員のほうで任用させていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（窪 和子）

はい、山田委員。

○委員（山田仁樹）

今、雇用関係にある臨時職員と呼ばれる方々は全てこの会計年度任用職員に移行するというのでいいんですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

基本的にはこの臨時的任用で雇用しておりました一般職非常勤職員につきましては会計年度任用職員のほうに移行するというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（窪 和子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

今、臨時職員というのは基本的には1年契約の更新という理解をしてるんですけどもね、例外的に長期の雇用関係にある職員の方もおられると思います。そのことは一つお聞きしたいんですが、その前に先ほど、継続して雇用関係を結ぶときに、確定はしてませんが、組合との協議の中で2号給等上げるとか継続して雇用を続けていくというその継続期間の限度と給与の号給のアップについては今、協議中だと思うんですが、規則に定めていく方向で考えておられるんですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在の臨時職員の方々は一応現在半年雇用で、半年ごとに面談等を行いまし更新をしてるというような状況でございます。そしてまた、長期に雇用ということですが、今回、会計年度につきましてもは一定の期間があるからということと採用を拒んではいけないとかそういった部分もありますので、一応再度の

任用につきましては一年一年面談等を行いながら再度任用していくという形でございますが、それにつきましては何年でだめですよというような形での運用は考えておりません。

そしてまた、号給のほうにつきましても、アップにつきましては規則のほうでうたっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（窪 和子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

その中でちょっと不安というか、不安というのもおかしいんですけど心配になるのがね、先ほどこちょっと言いかけた、いろんな理由があって長期で臨時職として雇用関係にある職員の方が何人かおられると思う。その方の身分保障といえますか、雇用形態のね、今のこの制度に当てはめるとちょっと問題があるのかなと思うんですよね。ほとんどの今、臨時職員で雇用されてる方は半年ごとの契約ということで、再度、会計年度の任用職員制度に当てはめることができると思うんです。単にそういうことにできない方も現実おられますよね。その方々についてはどういうふうに考えておられるんですか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課長。

○総務防災課長

今、長期でということでおっしゃられた方というのは、例えば学校の講師の先生とか、いろいろ本庁にもおられるんですけども、そういう方かなと思います。その方々をここの、今、一覧表に示させていただいた正職、再任用、臨職、会計年度、どこへ当てはめるんだということになっていくと思います。そこはちょっと少し課題は残るところなんですけども、会計年度任用職員にするのか、今までどおりの臨時任用でいくのかという課題はありますけど、基本的には会計年度任用職員というところで規定できないのかなというふうに現在考えております。それと、御心配していただいとこかもわかりませんが、今いてる職員に対して、できるだけ不利益のないようにというふうには考えております。その旨は申し上げさせていただきます。

○委員長（窪 和子）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

それぞれの方としっかりと協議しながら進めていっていただきたいというふうに思います。

○委員長（窪 和子）

はい、森田委員。

○委員（森田 勝）

私はですね、この会計年度任用職員ですね、近隣の市町村との関係ですね。といいますのは、職員もこれからとり合いだと思うんですよね。特に保育職とかですね、そういうことになってくるとですね。横並びというのはあんまり好まないんですけども、その辺の近隣の自治体とどのようなことを、大体情報をつかんでおられるのか、お尋ねしたいんですけども。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

確かに委員のおっしゃるとおり、号給につきましては、保育教諭とかにつきましても、やはり人材確保の観点から、やはり平群町だけ低いってというような状況になりますと採用等にも敬遠されるのかなというのがございます。そしてまた、夏ごろですね、この制度が始まる6月ぐらいには県の人事課の担当の方に平群町に来ていただきまして、郡内の4町村の担当者集まりまして、その後も今、連携をとりながら情報交換をしておるところでございます。そしてまた、号級に関する規則なんですけど、やはり奈良県もまだということで、そして近隣の町村につきましても生駒市が条例の中でちょっと一定うたってた部分もあります。そういった情報交換もしながら、号給につきましては検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（窪 和子）

森田委員。

○委員（森田 勝）

今、検討と言うて、もうこれ、条例はできてやっていこうとしてるんで。実際運用はこれからだと思うんですけどね。それで、組合との交渉をしていくというのはちょっと合点がいかないんですけども、そんな悠長なこと言っていていいんでしょうかね。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

確かにおっしゃるとおり、この取り組みというか今、進捗状況というのは正

直若干おくれているというのは認識しております。そういった中で今回、本議会で議決いただきましたら、また早々に職員組合とも協議を持ちながら、また各町村と情報交換をしながら早々に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（窪 和子）

森田委員。

○委員（森田 勝）

それとですね、民間のことしか私、余りわからないんですけども、派遣社員とか何年かやってれば正職の道があるというふうなことは聞いたことがあると思うんですけども、町の考えとして、この再任用の考え方としてですね、正職の道があるのかどうか、お尋ねしたいんですけども。

○委員長（窪 和子）

総務防災課山崎主幹。

○総務防災課主幹（山崎孔史）

御質問にお答えさせていただきます。

たしか、民間というか労働契約法の関係であれば5年間であれば、無期の職員のほうに移行されるというのがございますが、一応その労働契約法の規約につきましても、地方公共団体等は適用されないというようなことがございます。そういった中であくまでも会計年度任用職員につきましても一年一年というような形で任用をしていくというような考え方でございます。

以上でございます。

○委員長（窪 和子）

森田委員。

○委員（森田 勝）

それとですね、この方々は労働組合の傘下に入るんでしょうか。参考までにお尋ねしたいんですけど。

○委員長（窪 和子）

総務防災課長。

○総務防災課長

労働組合に入るかどうかは我々が言うべきものでもなしに、労働組合との方々の話でございますので、我々はちょっと関与しておりませんので、御理解をお願いします。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

今、さっきの答弁で5年、再雇用というか連続していけば1級の20号まで行くと。1級の20号って幾らかっていうと17万400円になってるんですね。もちろん毎年人勧があって、最近はずっと上がってますから上がる場合もありますけども、ちょっと余りにも低過ぎるんじゃないかっていうのを思うんです。今、森田委員からの質問に対して、正規職員への道、自動的になるということはもちろんないということですが、基本的にね、同一労働同一賃金という考え方のもとで今回のことも導入されてるわけですよ、政府は。

それと、なぜ今までこれだけ臨時職員が多くなったかという、国を初め公務の実態で人件費が予算全体で占める割合がめちゃくちゃ高いというのが一時、もう相当昔ですけれども、批判の対象になったんですね。本来それはおかしいんですけど、なったんです。それを変えるために臨時職員は人件費には入らないというふうにします。でも今度は、初日の質問に対しては人件費として扱うということですから、いや、それだったら別に何も臨時とかそういうんじゃないかって、一般職として本来雇用するのが働き方改革や同一労働同一賃金の考えからいけば当然のはずなんですよ。

もちろん平群町だけ、特に財政悪いのにそんなことなかなかできんわっていうのはもちろん実態としてはあるんですけどもね。でも、考え方としてはそういうことなんだという、そういう認識のもとに組合ともやっぱり話し合っていたきたいし、ほんで本来、5年も6年も7年もそういうふうが続くということであれば、真面目にきちんと働いてる方を一般職員として登用していく。もちろんきちっとしたルールに基づいてすべきだとかそういうルールも含めて今後町としても考えていく必要があると思うんですが、その辺については何か考えていらっしゃるでしょうか。考えてなければ今後考えていただきたい。どうでしょうか。

○委員長（窪 和子）

総務防災課長。

○総務防災課長

おっしゃるとおりだと思います。仕事の内容を見ながらですね、何も我々も会計年度任用職員をいっぱいふやして正規職員を減らそうとかそういう考えを持っててもごさいません。今後、平群町を運営していく中でですね、どれだけの年齢層、やっぱり年齢層があかないように採用していかなくちゃいけないと思いますし、行政需要についてもいろいろふえていくと。ほんで、この会計年度任用職員につきましては毎年毎年雇用ということで、毎年毎年どういう職が要るのかというのをもう1回我々の中でも吟味しながら雇っていく予定です。

すんで、もちろん長期で必要やということ、将来的に、恒常的に要るものであれば正規職員ということでも採用しますし、正規職員をしないというわけでも言っておりませんので、今後やっていく予定です。そのバランスも含めて採用のほうは考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（窪 和子）

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（窪 和子）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより議案第62号の討論に入ります。

「なし」の声あり

○委員長（窪 和子）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第62号についての採決を行います。

本案について原案どおり可決することといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（窪 和子）

異議なしと認めます。本案については原案どおり可決されました。

続いて、これより議案第76号の討論に入ります。

「なし」の声あり

○委員長（窪 和子）

討論ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

本案について原案どおり可決することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（窪 和子）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
ここで説明員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○委員長（窪 和子）

それでは、続きまして、議案第66号 平群町森林環境整備促進基金条例の
制定についてを議題といたします。

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、説明は省略をさせて
いただきます。

これより、議案第66号に対する質疑に入ります。

山口委員。

○委員（山口昌亮）

今回は基金条例を創設するということで、森林保護の観点から森林環境、既
に奈良県ではですね、森林環境税ということで住民税の均等割に県1,000
円でしたか。

「500円」の声あり

○委員（山口昌亮）

500円でしたか。500円プラスされてます。それに国のほうは今、東日
本大震災の復興税というべきものとしてですね、それは1,000円ですよ。
1,000円取られてるというか。だから、均等割だけで4,500円ぐらい
になってるんじゃないですかね。5,000円ですか。

それで、ちょっと一つはね、奈良県の500円の森林環境税、これは今後、
国のほうは東日本の復興税が終わってからですから今すぐじゃないですが、5
年後になるんですが、県のほうはそれは国も取るけど県も取るということにな
るんですか。その辺は何か説明受けておられますか。

○委員長（窪 和子）

観光産業課長。

○観光産業課長

少し整理しますと、現在奈良県ですね、市町村税が3,500円、奈良県民税が2,000円で5,500円と。内訳としまして、今おっしゃった復興財源のための税が1,000円ですね。町民税で500円、県民税で500円と引き上げられております。それにプラスして奈良県の森林環境税が県民税として500円とこういう内訳です。

復興財源のための1,000円の引き上げなんですが、それが令和5年までということになります。令和6年から改めて国の森林環境税が始まるということになります。奈良県の森林環境税につきましては令和2年までの期限をもって今、徴収されてるということでございます。奈良県の森林環境税につきましては平成23年から5年ごとに延長されてきてまして、令和2年までということですので。今後、令和2年以降どうなるかということについてはまだ決定はされておられません。

現在、奈良県の森林環境税を財源としました事業としましては、竹林整備のほうで予算をとっております里山林整備事業補助金として6万8,000円を歳出のほうで予算をとっております。県からの補助金として予算としては地域で育む里山づくり事業費県補助金として9万8,000円の入りを予算化しておるところでございます。

○委員（山口昌亮）

それは議案と関係ないね。

○観光産業課長

はい。ということです。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

いや、もちろん平群町にも来てるんですけど、平群町の場合は、奈良県の場合はね、吉野が林業中心ですので吉野のほうに金がたくさん行ってるというふうには思います。そのことがどうのこうのということじゃなくって、国も県も二重に取るというはいかがなものかと。地方の森林環境税というのは別に奈良県だけじゃなくって、あちこちの県が創設してる場所がありますので、ただ同じようなものを二重にというのがどうかということでお聞きしたんですが、令和2年以降はまだ決まってないと。

それと、譲与金が今年度、既に予算措置、平群町の場合は90万だけですけれども、来ています。この金額は確定したんですか。

○委員長（窪 和子）

観光産業課長。

○観光産業課長

譲与金の額については90万ということで歳入で確定しております。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

いや、予算は90万やけど国から90万もう既に譲与税としてもう来てるんですね。来たんですか。確定したんですか。いや、それを聞いてんの。確定した。ということは今年度の決算には90万の収入があるということですね。それをそのまま今度の、これ、創設基金にすればそこへ積み立てるとそういうことでよろしいですか。

○委員長（窪 和子）

観光産業課長。

○観光産業課長

ただいまの90万ですね。これを財源として歳出のほうでナラ枯れ対策事業費補助金というのを予算化しております、この予算が94万円を予算化しております。うち現在までに43万2,000円の支出をしております。櫛原地区でのナラ枯れ対策の事業です。残り50万8,000円の予算が残っておりますが、この予算を使い切れれば基金に積むものはないと。ここで予算残が出ましたら、その分について基金で積み上げるということになります。

○委員長（窪 和子）

山口委員。

○委員（山口昌亮）

そうすると90万という金額っていうのは、当然国が全国の都道府県、市町村に配付、譲与してるもんですから、当然一定の基準があって来るんだと思うんですがね、まだ森林環境税を取ってない段階で、国のほうは先に譲与税をそれぞれの地方に配ってるということになるんですが、それは今年度から、ナラ枯れ対策は何も今年度だけじゃないですから、これまでもやっていますけれども、今は森林に関する分についてはこの譲与税で国から来た分については使ってくださいと。今、課長からあったように、余れば基金に積み立ててくださいと。それ以外の目的に使ってはだめですよとそういうことですよね。ということは国から来る金額はもうその年度、当然それぞれ市町村、都道府県のいろんな数値で計算して今年度平群町90万と。来年度はどうなるかわかりませんが、実際に5年後に取るようになればもっとふえてくるとは思います、その金を使って、そういう森林環境保全に使う。そこへ使えば別に何も問題ないということですね。

今回つくらなければならないのは、これはもう去年まではそれがなかったから、この譲与税ができたからこれをつくるというそういうことでよろしいですか。

○委員長（窪 和子）

観光産業課長。

○観光産業課長

全くそのとおりでして、平成31年度から森林環境譲与税というのが創設されましたので、それに伴って今回基金をつくるということです。基本的に割り振りですね、各都道府県や市町村への割り振りっていうのも一定の計算でされます。ちなみに、私有林の人工林ですね、その面積の算定が10分の5、林業就業者数が10分の2、総人口が10分の3、こういう割合で案分された額で各市町村に分配されるということです。

○委員長（窪 和子）

質疑ございませんか。下中委員。

○委員（下中一郎）

この基金条例は国から森林環境譲与税の受け皿として創設されるもんだと思いますが、そういうことですね。それで、基金が積み立てた場合、先ほどちょっといろいろ議論出ましたけども、本町には林業という職業はないと思いますねけども、過去に、戦後植林された森林がそのままというところも多いですので、その辺の伐採するのに補助金、助成金として使えるのかどうか。それとあと、だんだん荒廃しております里山山林についてもそういう助成ができるのかどうか。それだけお伺いします。

○委員長（窪 和子）

観光産業課長。

○観光産業課長

今、下中委員が言われたようなことについては全て対象になるというふうに聞いております。人工林の間伐を放置されてるような山林、特に奈良県の南の地方で多いんですけども、当面この森林環境譲与税を活用して、奈良県についてもそういった対策をしていくと。あわせて奈良県の森林環境税を財源としてもまたそういった放置されたような人工林の伐採、そういったものにも奈良県は利用していくということにお聞きしております。

○委員長（窪 和子）

下中委員。

○委員（下中一郎）

確かに譲与区分で、これ、私有林が全体の50%占めてるということもあっ

て、植林された森林については間伐材をやっていくということで。現在ね、実際、平群町においてもかなりの森林面積があると思います。実際に間伐されたというたら信貴山城址ぐらいかなと私は思います。そのほか民間の方、我々地主もそうですけども、植えたまま、そのままというのがほとんどですねけども、その辺もなかなか担い手も少ないですねけども、やはりできるだけ伐採して、きれいな森林を育てていくということに努めていただきたいと思いますねけども、その辺はどうですか。

○委員長（窪 和子）

観光産業課長。

○観光産業課長

現実、平群町でこれまでは竹林整備だとかナラ枯れ対策について支出しておりました。そういったものについても継続しますし、場合によってその基金です。基金の残がこれからふえていく可能性もありますので、何か新しい取り組みも考えながら平群町の森林の保全に寄与するような形で考えていきたいと思っております。

○委員長（窪 和子）

ほか。森田委員。

○委員（森田 勝）

私の記憶が間違っていなければ均等割と所得割があったように、住民税の東日本の、あったように記憶するんで、間違っておればごめんなさい。2.1%か何かかかったように。所得に。

発言する者あり

○委員（森田 勝）

かかってましたですね。私、記憶ではですね。それはどうなるんですか。

○委員長（窪 和子）

観光産業課長。

○観光産業課長

森林環境税につきましては均等割のみになります。復興財源については均等割とそれから所得割じゃなくて所得税にかかってくる分があったと思います。今回の森林環境税については、あくまでも住民税の均等割部分だけということです。

○委員長（窪 和子）

森田委員。

○委員（森田 勝）

その先ほど言うた所得税割は残るんですかという意味。それは復興の関係だったと思うんですけども。

○委員長（窪 和子）

観光産業課長。

○観光産業課長

だから、森林環境税については住民税の均等割のみになりますということなんです。

○委員長（窪 和子）

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（窪 和子）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○委員長（窪 和子）

討論ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第66号について採決を行います。本案については原案どおり可決することといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（窪 和子）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

総務建設委員の皆さん方には慎重審議いただきまして、どうもありがとうございました。本日提出されました議案のほうには可決いただき、ありがとうございます。本会議におきましても可決いただきますよう、よろしく願いいたしまして閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（窪 和子）

慎重審査いただきまして、ありがとうございました。

本日の総務建設委員会はこれをもって閉会いたします。

（ブー）

閉 会 （午後 2 時 5 3 分）